流山市防災会議委員公募要領

令和８年１１月１１日

１　趣旨

この要領は、流山市防災会議条例（昭和３７年条例第１８号）及び流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針（平成２４年１０月１日）に基づき、流山市防災会議委員のうち「市民等」（以下「公募委員」という。）の公募にあたり必要な事項を定めるものです。

２　流山市防災会議の所掌事務

（１）流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）流山市水防計画を調査審議すること。
（３）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（４）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
（５）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

３　流山市防災会議委員の身分

非常勤特別職（地方自治法第２０２条の３第２号及び地方公務員法第３条第３項第３号の規定による。）

４　定数

６人以内

５　公募の要件

応募日現在で次の各号のいずれにも該当することです。

（１）満１８歳以上の方
（２）本市内に在住、在勤又は市内の学校に在学している者
（３）本市の他の審議会等の委員になっていないこと
（４）応募日の属する年度の市税等（国民健康保険料等を含む）に滞納がないこと

６　募集及び応募方法等

（１）周知

広報ながれやま１１月１１日号及びホームページに掲載します。

（２）募集期間

令和８年１１月１１日から１２月８日まで（必着）

（３）応募方法

次の書類を作成し、防災危機管理課まで持参または郵送してください。

ア　応募用紙

在勤・在学の方は、それがわかる書類を裏面に添付してくださ

い。
イ　小論文
テーマ「私ができる自助・共助」
８００字以内（任意様式）

７　選考方法等
（１）１次選考（書類審査）
応募書類及び作文の内容について審査します。
（２）２次選考（面接）
１次選考合格者に対して、流山市防災会議公募委員選考会による面接を行います。
（３）委員の決定
多様な意見等が反映されるように次に掲げる事項を総合的に考慮し、流山市防災会議公募委員選考会の合議により決定します。
ア　１次選考の評価
イ　２次選考の評価
ウ　男女比率
エ　年齢構成

８　選考日程
（１）１次選考結果通知　令和９年１月上旬～中旬　（予定）
（２）２次選考（面接）　令和９年１月２９日（金）　（予定）
（３）結果通知　令和９年２月中旬～下旬　（予定）

９　報酬
会議出席に対し日額７，２００円
流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例によります。

１０　任期及び開催回数
（１）令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年間）
（２）会議は年１～２回程度、原則として平日の日中の開催。

１１　その他
（１）選考の結果については、応募者全員に文書で通知します。
（２）応募書類等は返却しません。
（３）流山市防災会議委員は、市ホームページ等で氏名を公表します。

１２　応募及び問い合わせ先
〒270-0192　千葉県流山市平和台１丁目１番地の１
流山市市民生活部防災危機管理課（市役所第２庁舎２階）
電話　04-7150-6312
メール　seikatuanzen@city.nagareyama.chiba.jp